

IX 井泉と大形建物

～八王子遺跡にみる井泉祭祀～

1 はじめに

筆者は、かつて三重県上野市に所在する城之越遺跡や、同じく三重県津市に所在する六大多A遺跡の発掘調査に関わり、古墳時代の首長によって執行されたとみられる大規模な水辺の祭祀遺跡について関心を有してきた。これら遺跡では、大溝に繋がる井泉が、祭祀対象として神聖視したり、あるいは祭祀に際しての重要な舞台装置のひとつとして重要視されている。筆者は、こうした井泉に関わって行われた祭祀事例を湧水点祭祀として位置づけ¹⁾、他府県の調査事例とも比較検討して、その諸相や意義について言及してきた。

愛知県埋蔵文化財センターによって調査された八王子遺跡でも、遺物の出土状況などから祭祀に関わったと推定される大規模な大溝と井泉が発掘され、筆者もその調査の様子を見学させて頂くことができた。さらに今回、八王子遺跡検討会へ参加させて頂く機会を得て八王子遺跡の祭祀の位置づけについて自分なりに検討するとともに、改めて井泉における祭祀事例の再検討を行った。

その結果、大規模な湧水点祭祀を実修している遺跡の多くで井泉の近傍に特徴的な大形建物が存在していることが明らかとなり、井泉と大形建物がセットで存在したのではないかという見通しを得ることができた。

以下では、八王子遺跡を含む当該事例の検討を行うとともに、その意義を探っていきたい。

2 検討する遺構とその位置関係の把握

まず、八王子遺跡の調査によって確認された数々の調査成果のなかでも、古墳時代初頭（廻間I式初頭段階）の遺構のうち、特に北側に所在する一群、すなわち二重の方形区画とその内側に所在する大形掘立柱建物、それに大溝とそこに付設された井泉について考察を加える。

井泉だけでなく方形区画および大形建物も考察の対象に加えた理由は、「はじめに」でも述べたように、遺構群の位置関係や個々の主軸などからこれらが有機的な関連をもつセットの遺構群として捉えられることと、他の遺跡でも同様の関連が認められることによる。

八王子遺跡の場合、これら遺構群は、調査区のほぼ中央を東西に横断する旧河道によって南側の集落域とは画され、生活臭の少ない特殊な空間と認識されている。このうち、井泉が付設された大溝（NR01）は、旧河道の北岸に重複して掘削された人工の大溝で、旧河道によって低湿地化した部分を利用したものとして捉えられている。

以下、本文内容と重複する部分も出てくると思われるが、筆者の関心に沿って、考察対象とする遺構の特徴を再説しておこう。

外周区画溝（一連の溝である SD13・01・07・15・45・46・09 で構成される方形区画）

大形建物を囲んで二重に存在する方形区画のうち、外側に存在する東西40m（推定）、南北約80mの長方形区画溝で、溝は真北に対して約20°全



体に西側に振れている。北東側から延びる溝 SD13・01・22・45・46・09 と、西側から延びる溝 SD07・15 が交差するかたちで形成される。区画の東半部が未調査のため状況は不明であるが、95Aa 区・96K 区から 95Ab 区を経て 96J 区に至る西側溝は、95Ba 区に続かず、南側が開いていることが確認されている。

この部分は、ちょうど大形建物西側柱列の南側への延長線上の部分で途切れる状況が見て取ることができ、このさらに南側へ一直線状に延長した部分に井泉が存在する。なお、大形建物西南隅柱穴から井泉までの距離は、ほぼ 60m を測る。

内周区画溝（同一溝と推定される SD22・33・37 で構成される方形区画）

大形建物の区画溝のうち、内側に存在する東西 25～30m（推定）、南北約 55m の区画溝で、外周区画溝と方位を同じくしている。区画の東半分が未調査のため不明であるが、西半部分についてはほぼ全周するようである。外周区画に比べて幅が細い。

大形建物（SB10）

内外二重の方形区画のほぼ中央に所在する大型の掘立柱建物である。トレンチの制約上、建物のほとんどが東北側の未調査部へ延びるが、建物の南西隅に相当する 4 個の柱穴が確認されている。いずれも長径 1m 以上の大形の掘形をもち、うち 3 個の柱穴で柱痕跡が確認されている。この柱痕跡から復元される建物方位は、仮に東西棟とした場合、N6° E で、方形区画とは主軸が異なったものになっている。

なお、SB10 の西側柱列を南へ延長すると、外周区画溝の南側途切れ部分と重なり、さらに延長すると井泉に至る。

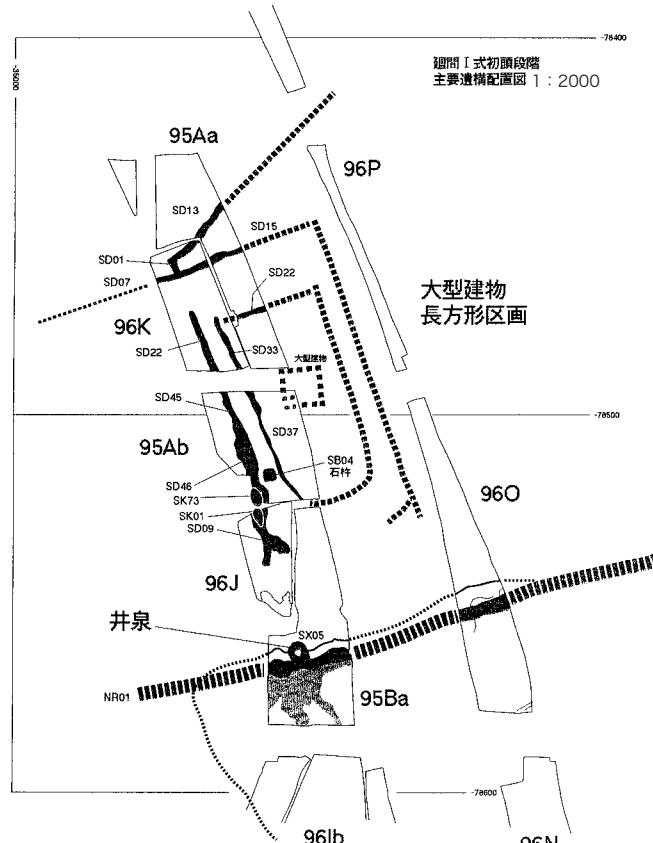
大溝（NR01）と井泉（SX05）

旧河道の北肩部に重複して掘削された幅 6m 内外、深さ約 50cm の大溝と、その大溝の北側法尻に付設された長径 5m × 短径 4m の井泉である。井泉が北側に設けられた理由は、当地域の地下水が北側に所在する木曾川からの伏流水であるため、

東西に大溝を掘削するとその湧き水の湧き出し口が北側に相当していたためであろう。

井泉 SX05 は、大溝の流心側となる南側に大形槽の転用を含む板系の材を立てかけて杭で止め、枠板材としていた。井泉枠板の前面となる大溝からは、ミニチュア系の小型精製土器が多数出土していることから、井泉 SX05 に対しての祭祀行為の存在が推定されている。

大溝内の中形土器の集中は、大溝の上流側（東側）の 96O 区でも確認されている。この部分も、井泉 SX05 が所在する大溝部分と同様、大溝の北側肩部が膨らんだ形状をなしており、調査区の制約上詳細は不明ながら、トレンチ西側の調査区外にもう 1 基井泉が存在した可能性がある。



第 1 図 八王子遺跡の長方形区画・大型建物・井泉
(1 : 2000)



3 大形建物 SB10 の建物形式の推定

大形建物の柱穴は、東南隅の4個しか確認されていないため不確定要素が大きいが、柱痕が明瞭であるなど有利な点がないわけではない。ここから推定される建物形式を検討しておきたい。

確認された4個の柱穴のうち、L字状の外周側の3個を側柱柱穴、北東隅の1個を入側柱柱穴とした場合、側柱柱穴は3個とも柱痕が確認されているのに対し、ちょうどトレンチ際で検出された入側柱は柱痕が調査区内に存在せず、調査区外に存在しているものと思われる。未調査部分が大きいため推定の域を出ないが、北側の95Aa区には建物が延びていないためSB10は東西棟建物である可能性が高く、その場合、桁行の柱間が短い。また、入側柱の柱痕が調査区外に存在したとすると、柱穴の大きさは側柱柱穴と同等か、若干大きくなる可能性が高い。古墳時代初頭という所属時期と以上にあげた諸点を勘案すると、大形建物の建物形式は、以下の4形式のいずれかの可能性がある。

a案 屋内棟持柱式の掘立柱建物（「入側柱」とした柱穴を屋内棟持柱用の柱穴と考える。独立棟持柱式とする場合は、調査区内にそれに相当す

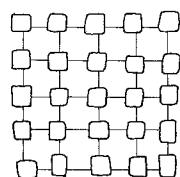
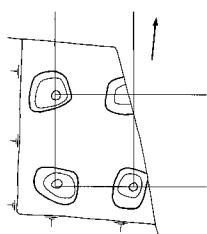
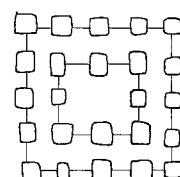
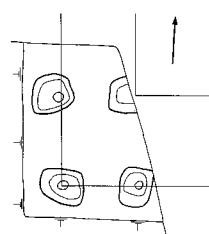
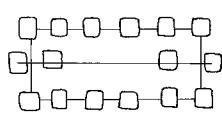
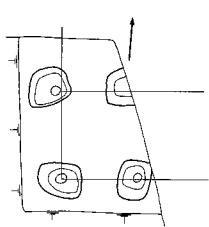
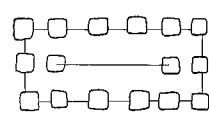
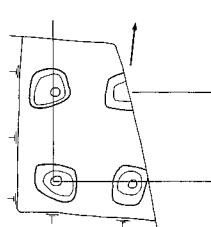
るもののが確認されていないため、もう1間分北側の調査区外にこれを想定することになるが、その場合、南側1間分を庇などと考えなければならずこの時期としては可能性に乏しい）

b案 近接棟持柱式掘立柱建物（柱筋の復元ラインをやや変え、建物全体をより東西主軸に近く復元することによって、調査区北西隅柱穴を近接棟持柱と考える）

c案 いわゆる四面庇付掘立柱建物（側柱列を庇に復元するかどうかは議論の余地があるが、近年各地で調査例が増してきた四面に側柱列を配して内側に入側柱列をもつタイプと考える）

d案 総柱建物

確認柱穴数が少ないため、現時点では上述の4案のいずれも可能性があるものと考えるが、素直に柱筋を復元すると、ほほ無理なく直角方向で柱痕が心々が乗ってくるので、b案になる可能性は低い。a案も、弥生時代中期後葉のこのタイプが確認されている大阪府和泉市池上曾根遺跡²⁾では、屋内棟持柱の柱穴が側柱列よりもかなり小さいことから、側柱と同等もしくはそれ以上と推定される本例にはそぐわない。残るはc案とd案であるが、律令期以前の総柱建物は総じて側柱列の柱穴が大きい傾向にあり、入側柱柱穴が同等もしくは大きくなる構造は、四面庇付掘立柱建物により



a案：屋内棟持柱式掘立柱建物

b案：近接棟持柱式掘立柱建物

c案：「四面庇付」掘立柱建物

d案：総柱建物

第2図 八王子遺跡大型建物の建物形式の復元（桁の長さは不明）



相応しい。このように、非常に乏しい根拠ではあるが、八王子遺跡の大形建物は、いわゆる四面庇タイプの掘立柱建物であった可能性を指摘することができる。このことは、基本的に調査関係者が想定している建物形式と同じである。

4 | 八王子遺跡の井泉祭祀とその特質

では次に、八王子遺跡で確認された井泉について、その構造や出土遺物の特徴をみておこう。

八王子遺跡の井泉は、大溝の源流部ではなく、大溝内の流路脇に付設され、枠材によって大溝の流れと画するとともに、井泉内に一定の湧水が溜水する構造をとることに特徴がある。ここでは、同構造の井泉を「流路脇付設型」と仮称しよう（源流部を構成するものは「源流型」）。

井泉からは梯子も出土しており、梯子を伝って上部から湧水を得るために下りてきていた可能性もある。こうした例は、六大 A 遺跡の井泉にも認められており、大溝を流れる水ではなく、あえて新たに設けた井泉の水を得ようとした何らかの要因が存在したように見受けられる。

井泉の枠材の内側には、明らかに井泉に対して捧げられたと思われるような遺物は出土していないが、井泉枠材のすぐ外側からは大量の未使用状態のミニチュア系小型精製土器が出土している。これは、井泉のすぐ外側から出土したという位置関係から、井泉に対して奉斎された物品類であったと思われる。このような小型精製土器のみを選んで井泉の祭祀に供したと推定される例は井泉祭祀では他に例がなく、八王子遺跡の井泉祭祀のひとつ個性といふことができるだろう。

5 | 八王子遺跡井泉祭祀の史的意味

八王子遺跡の井泉とその祭祀は、大溝内の流路脇に付設した井泉を用いたものであったが、同様

の存在形態をとる例は他遺跡にも存在している。これら他例と比較することによって、八王子遺跡で行われた井泉祭祀に期待されたより具体的な役割を検討してみたい。

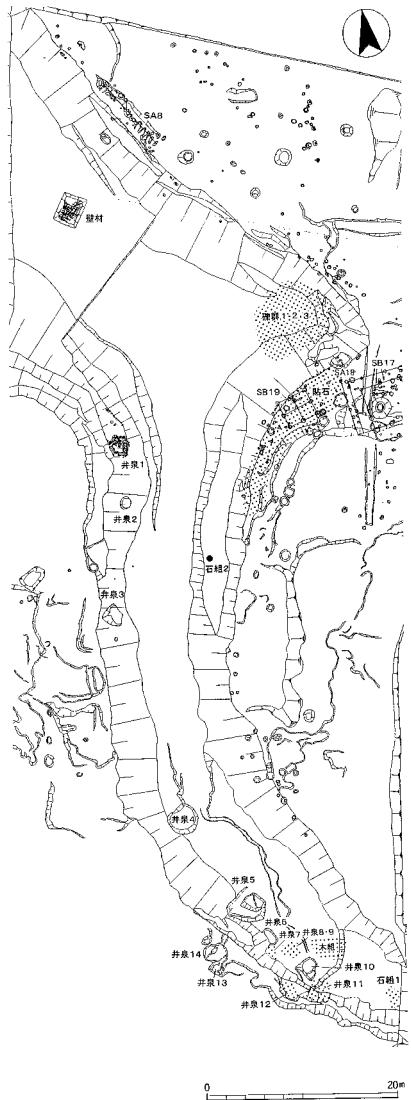
八王子遺跡の井泉と同構造の井泉は、古墳時代の例では三重県津市六大 A 遺跡の井泉³⁾、律令期に入るものでは島根県出雲市三田谷 I 遺跡の井泉⁴⁾などがある。

六大 A 遺跡では、弥生時代後期から律令期に至る 13 基もの井泉が連綿と大溝に付設されていた（この他、中世の時期の井泉が 1 例）。板材を立てかけて枠材とする構造は八王子遺跡と同じで、直接井泉の前面に存在したものは少ないものの、井泉が付設された大溝からは多数の土器群が出土しており（体部穿孔や線刻絵画・記号・赤彩されたものなども多い）、八王子遺跡の井泉祭祀同様に井泉に対して奉斎行為が行われたことが推定される。

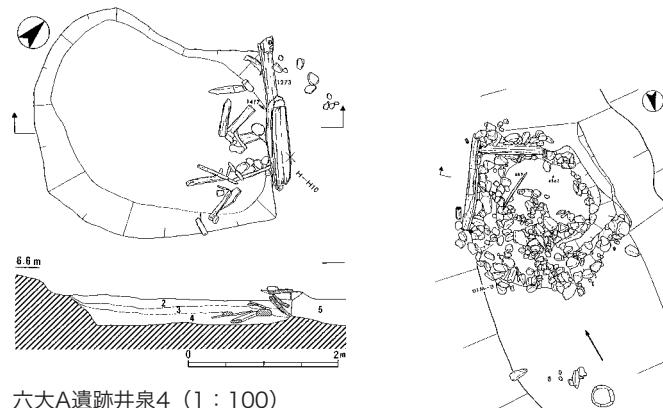
このうち、古墳時代中期以降の石組井泉では、須恵器杯類や白玉等の滑石製模造品が井泉内に奉斎されていた例（井泉 7）や、木製刀形と勾玉が出土する井泉（井泉 1）があるなど祭祀色がより明瞭に捉えられる。

特に、大溝に付設された井泉 1 からの木製刀形と勾玉の出土は、記紀神話「天の安の河の誓約」段に記された「安の河」・「天の真名井」（井戸・井泉）・「剣」・「玉」といういわば 4 点セットと一定の構造上の共通点を有しており、井泉祭祀における「誓約」行為の存在を窺わせる内容であった⁵⁾。

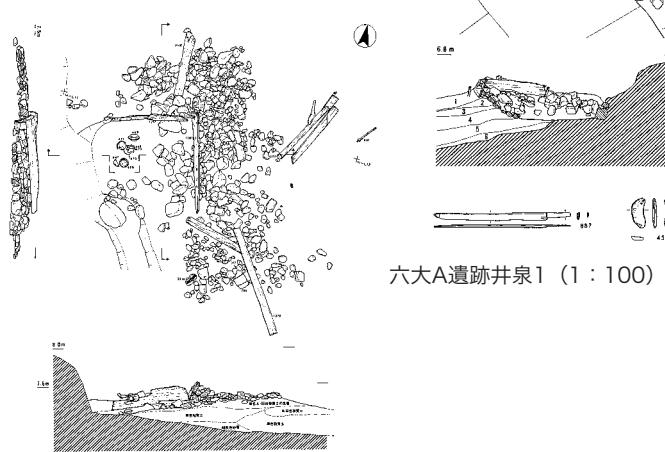
三田谷 I 遺跡でも、井泉に繋がる大溝から、斎串とともに、「麻奈井」と墨書された須恵器が出土した。このうち、斎串の存在は井泉や大溝の祭祀色の強さを示すものであろうが、「麻奈井」（マナイ）は、いうまでもなく、誓約を立てるために、掘られたとされる井（日本書紀神代上第六段第二の一書）の名称でもある（ただし漢字表記は異なる）。「麻奈井」墨書の存在は、これまで井泉祭祀のひとつとして想定してきた誓約儀礼存在の可能



六大A遺跡の大溝SD1と井泉 (1:800)

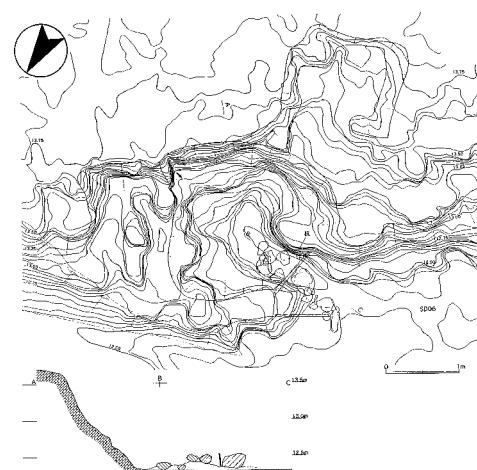


六大A遺跡井泉4 (1:100)



六大A遺跡井泉1 (1:100) と出土遺物

六大A遺跡井泉7 (1:100)



三田谷 I 遺跡の井泉 (1:100)

第3図 流路脇付設型の井泉の実例



性を、具体的な遺物として示唆する極めて重要な発見と評価することができよう。

ただし、誓約それ自体は、厳密な意味での祭祀行為と同じではない。誓約を想定した場合の井泉の役割は、厳密にはそれを祭祀対象として神聖視していたというのではなく、いわば「カミ」の存在を前提とした祭祀に際して用いられた舞台装置のひとつとして存在したということができよう。

そういう意味では、井泉での祭祀行為には、土器や石製品、あるいは木製品を奉斎するなどして井泉自体を神聖視して祭祀対象とした場合（八王子遺跡例はこちらに相当）と、別目的の祭祀ではあるが井泉を含む水辺を舞台として（おそらく井泉の湧水も用いて）祭祀を行った場合（六大A遺跡の井泉の中でも井泉1はこちらに相当）の2者があつたものと想定される。そして、奉斎遺物の内容や、神話で語られた内容との共通性、それに井泉が存在する遺跡自体の内容などから、こうした井泉が首長に関わった祭祀（首長祭祀）に際して用いられたことが多かったものと推定される。

八王子遺跡の場合、未使用の小型精製土器の大量出土は、井泉自体を祭祀対象とした祭祀行為の存在を示すとともに、梯子が湧水を得るために下りていくために使われたとすれば、そこで得る水の宗教的役割もまた大きかったのであろう。この場合、湧水の根源たる大地、あるいはそれに続く地下への意識があるとすれば、いわゆる「地的宗儀」に相当する意識が井泉祭祀に存在した可能性が提起される⁶⁾。

6 井泉と大形建物のセット事例

以上のように、八王子遺跡の井泉とその祭祀を他の調査事例とも対比しつつ、検討してきた。しかし、最初でも述べたように、八王子遺跡の井泉は、外周方形区画の途切れ部分を含むかたちで大形建物西側柱列の南側延長部分に相当しており、これらはセットになった一連の遺構群である可能性が

高い。

井泉と大形建物のセット関係を想定できる遺跡は、八王子遺跡以外にもいくつか存在している。以下、実例を示そう。

大阪府和泉市池上曾根遺跡⁷⁾（弥生中期後半）

東西棟の大形建物1と、その中央部の南側に存在する井戸1があるが、これと重複するかたちでさらに前身となる大形建物と井戸が確認されている。建物は、前身建物である大形建物Aが棟持柱式掘立柱建物、大形建物1が近接棟持柱形式に近い棟持柱式掘立柱建物とされる。井戸1はクスノキ製の割り抜き式井戸で、これに繋がる排水用の溝が伴っていたらしい。建物は、最古の大形建物Aから最後の大形建物1を含めて4回程度の立て替えが認められており、弥生時代中期後半の比較的長期にわたって同一地点で営まれた大形建物と井戸のセットということができる。なお、重複のため判然としないが、西側と南側には建物に併行する小さな溝が認められており、区画施設が存在したらしい。

この大形建物と井戸については、「神殿とそれに伴う聖なる井戸」と捉える見方⁸⁾がある一方、共同作業用の建物と多目的の大形井戸としての実用面を重視した見方が提出されている⁹⁾。ただし、後者の説を採った場合でも、大形建物は南側に展開する小規模な掘立柱建物群の北端を画する遺構との評価がなされており、祭祀に関わるかどうかはともかく、何らかの意味で象徴的機能を有していた蓋然性は高い。

なおこの問題に関して、大形建物の周囲からは多量のコメとコメ糲殻の炭化遺体¹⁰⁾や糲殻型プラントオパール¹¹⁾が確認されており、この場所で脱穀等の穀物処理活動が存在した可能性が指摘される。このことは、細谷葵氏によって、穀物の脱穀という日常活動への首長管理の介入（この場合の「首長管理」は、大形建物の存在などからその空間が首長によって管理された特別の空間とみなすことによる）と評価されている¹²⁾。これは、基本的に従うべき見解であるが、そうした方向性



とは別に、脱穀等の行為を行う空間に所在する大形建物の性格として、一定の科学分析的所見も踏まえて穀倉（稻倉）の可能性が具体的に考えられるようになったこと（これ自体は細谷氏も評価される）は、後に成立する神社建築のなかにも同じ棟持柱式という建物形式をとるものがあることと関連して、改めてその建物形式の歴史的な性格の変遷を考えるうえで重要視されてよい¹³⁾。

三重県松阪市古轡通り B 遺跡¹⁴⁾（古墳前期）

櫛田川右岸の段丘上に立地する遺跡で、2間×2間の母屋の四周に庇を巡らした四面庇付掘立柱建物と、割り抜き井戸がある。井戸の位置は、建物北側柱列の東側へ15m延長した位置にある。井戸底からは、投棄されたとみられる完形の古墳時代前期の土器が良好に出土している。報告書では豪族居館の一角と推定されているが、周囲に同時期の遺構はなく、独立性の高い施設群であった可能性が高い。建物は、3回の建て替えが想定されており、建物占地の固定化が認められる。南側は後世の古墳周溝のために削平されているが、建物が正方位を採ることは注目できる。ただし、「庇」とされる部分にはピットが多数あり（復元案はそのいくつかを選択抽出している）、見方によっては柵的なものであったのかもしれない。

群馬県新田町中溝・深町遺跡¹⁵⁾（古墳前期）

南北棟の四面庇付掘立柱建物の西側6mに、南北に並ぶ2基の石組井泉（報告書では集石土坑）が存在する。井泉の石組みは方形を呈しており、この向きと建物方位が一致する。さらに、南側の井泉は、建物の中央軸線の延長線上とそのセンターを一致させている。2基の井泉からは、ともに排水用と考えられる細い溝が西側（大形建物の反対側）へ延びており、一定程度溜水した水以外は外へ排出していたことがわかる。なお、大形建物の南側約50mに溝による方形区画が存在し、内部に2棟の掘立柱建物が存在するが、周囲に同時期の目立った遺構は存在しない。

三重県上野市城之越遺跡¹⁶⁾（古墳前期～中期）

木津川右岸の丘陵端部に位置する遺跡で、源流

となる3か所の井泉（うち2か所が石組み）から流れ出た水が貼石溝を通り、要所に突出部や立石を配した大溝祭祀遺構と、4棟もの大型の四面庇付掘立柱建物が確認されている。大溝祭祀遺構は貼石溝で囲まれた10m×15mの楕円形部分が祭祀行為の中心と推定される。大形建物は、東西に並ぶ2棟を1単位として2か所に存在するが、このうちの1単位の西側建物の中心主軸を西側へ100m延長すると、石組み井泉2基の間をすり抜けて大溝祭祀遺構の中心と思われる広場中央に至る。

三重県津市六大 A 遺跡（弥生後期～律令期）

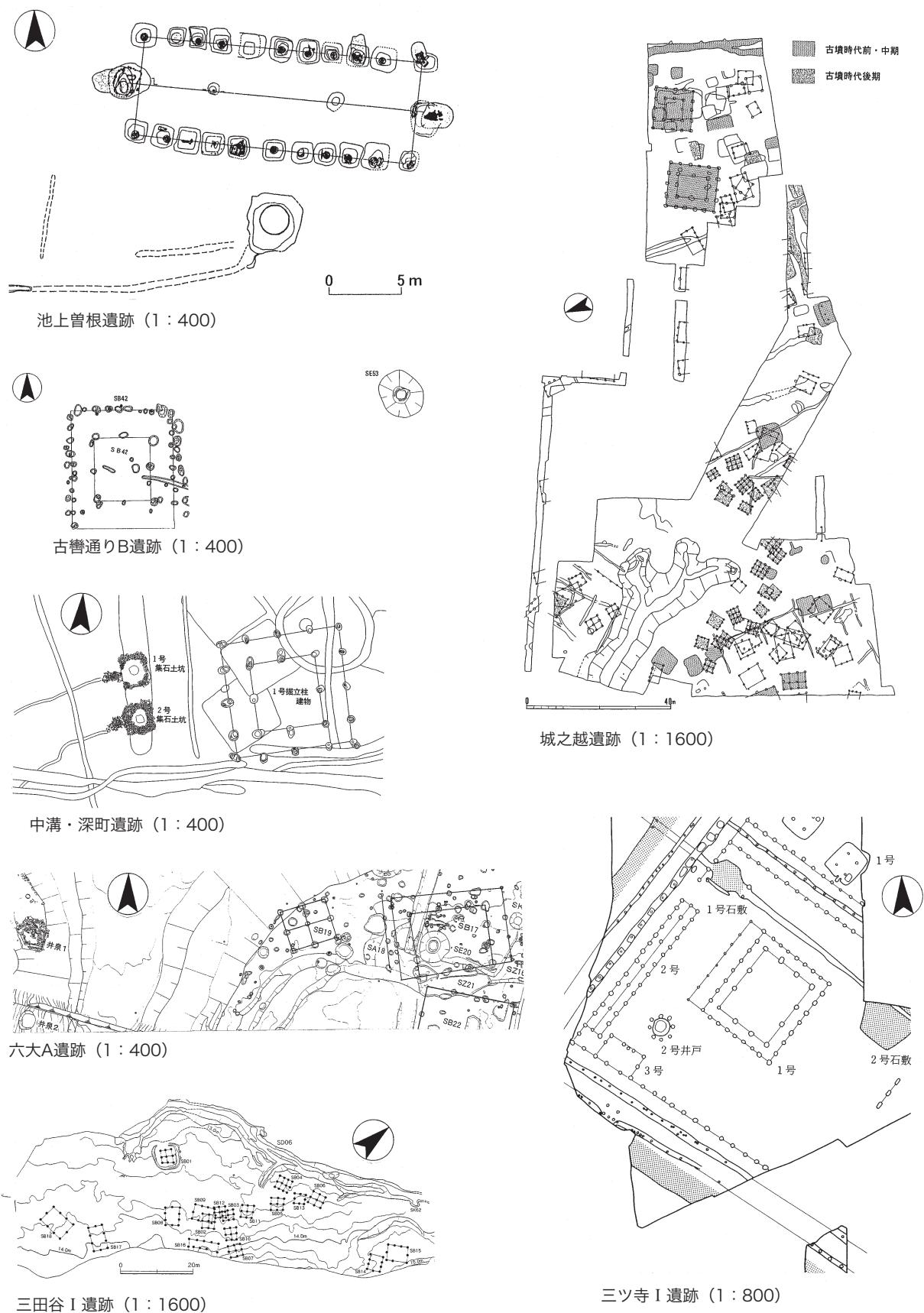
左岸域に弥生後期～律令期の井泉が13基付設された幅30mの大溝の対岸の右岸に、四面庇ではないものの、庇付の正方形に近いプランの掘立柱建物が存在する。建物の時期は、柱穴の出土遺物などから古墳時代中期の所産と推定され、井泉とセットとした場合、ちょうど大溝を挟んで対岸に存在する石組みの井泉1（前述の誓約関連かと推定した井泉）に対応する可能性がある。

群馬県群馬町三ツ寺 I 遺跡¹⁷⁾（古墳中期）

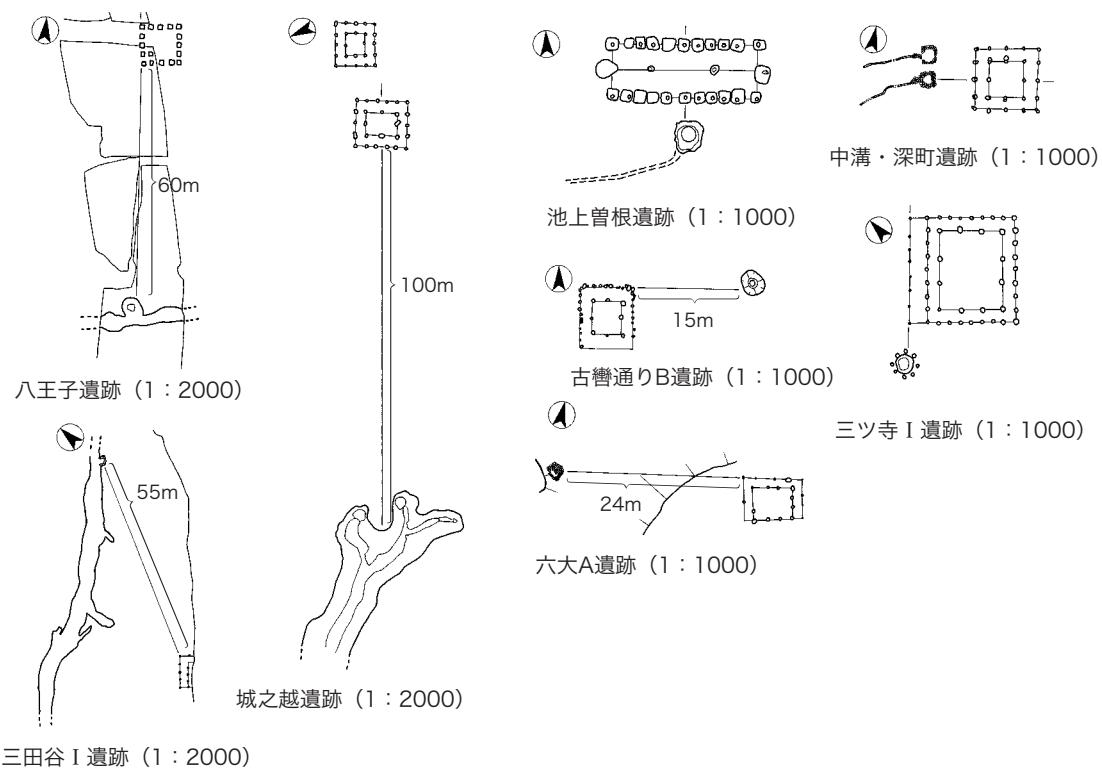
首長居館として著名な三ツ寺I遺跡では、祭祀場とされる石敷の導水施設とは別に、主屋と想定されている大形の四面庇付掘立柱建物（ただし、この建物は厳密には東日本に多い上屋・下屋構造とされる）のすぐ南西側に覆屋を伴う大形井戸が存在している。この大形建物と井戸は、周囲を柵列で区画されており、両者の密接な関係が窺える。なお、大形建物は建て替えが認められており、井戸の覆屋も2回の建て替えが想定されている。

島根県出雲市三田谷 I 遺跡（奈良時代）

建物のいずれかの軸線と一致するなどといった大形建物と井泉に際立った相関関係はないが、一応同集落内に四面庇タイプの掘立柱建物と、大溝に付設された井泉がセットで存在している。前述のように、井泉が付設された大溝からは、斎串や「麻奈井」墨書きの須恵器をはじめとする土器類が多数出土している。



第4図 井泉と大型建物のセット事例



第5図 井泉と大型建物の位置関係模式図

7 井泉に伴う大形建物の特質

八王子遺跡を含む各地の例から、湧水点祭祀に関わる井泉と大型建物がセットを構成していることが明らかになったと思う。

そこで採用されている建物形式は、全体的な構造の存在形態などから生活上の実用的機能の可能性も想定されている池上曾根遺跡例が棟持柱式掘立柱建物であること除けば、いずれもいわゆる四面庇付掘立柱建物もしくはそれに類似したより正方形プランに近い建物形式を探るという共通性を見て取ることができる。

このことは、井泉祭祀にはこのタイプの大形建物がセットとして存在するというひとつの共有観念、あるいは祭式といったものが地域を越えて存在していた可能性を示唆している。

この場合、井泉と大型建物とのセット事例は、遺跡がより上位の首長層に関連すると推定される

場合にみられることが多く、こうしたセット事例が首長祭祀など大規模な祭祀に限られていた可能性を示している。首長居館に取り込まれた形態を示す三ツ寺Ⅰ遺跡の事例は、このことを端的に物語るものであろう。そして、大型建物を伴わない井泉祭祀の事例も存在することから、井泉祭祀（湧水点祭祀）には、祭祀の重層構造の存在、あるいは建物使用の有無による祭式の差異といったものも認めることができよう。

なお、井泉祭祀とともに、首長に関わる水辺の祭祀の一形態として考えられているいわゆる「導水施設型」の祭祀場では、すぐ近傍に大型建物がセットで存在している事例は今のところ確認されていない。奈良県御所市南郷遺跡群には、導水施設のある南郷大東遺跡¹⁸⁾と、大型四面庇付掘立柱建物がある南郷安田遺跡¹⁹⁾が存在しているが、両者は約200mほど離れており、現時点では有機的関連を認めるのに躊躇する。

井泉での祭祀行為の存在を是認するとすれば、



これに伴う存在形態を示す大形建物も、広い意味で井泉での何らかの儀礼に関連して建てられたと考えることが自然であろう。

8 大形建物の祭祀的機能とその評価

大形建物の機能を考える場合、いわゆる神殿論とも関わって、「カミ」観念の列島での一般的成立をどの時期に認めるのかが問題となる。廣瀬和雄氏は、池上曾根遺跡の大形建物を神殿とみて弥生中期段階での「カミ」の人格神的成立を認める²⁰⁾が、前述のように池上曾根遺跡に関してはこれを祭祀的意義よりも実用的意味で解釈する別意見が提出されており²¹⁾、評価が分かれること。

筆者は、いわゆる降臨タイプの「カミ」観念の成立は、天や空といったものを祀ったことが遺構の存在形態のうえからも明瞭となるのと軌を一にするものと想定しており、磐座の成立がひとつの目安になるとを考えている²²⁾。そういう意味で、これを具体的に示す遺跡や遺構として、沖ノ島での天を意識した岩上祭祀²³⁾や奈良県桜井市の三輪山における山を意識した祭祀²⁴⁾（大神神社の前身となるいわゆる三輪山祭祀）の開始、先に検討した遺跡では城之越遺跡にみられる磐座的な立石の存在などがあげられよう。

つまり、井泉と大形建物とのセット事例は、筆者の理解では、いわゆるカミ観念の成立以前から存在することになる。そういう意味で、弥生段階の人格神的カミの存在を前提としての大形建物を神殿と考える意見には与しない。しかしながら、文献や神社建築などから提起されてきた神社の起源を巡る一定の理解²⁵⁾、あるいは故大場磐雄氏が調査されてきた祭祀遺跡についての理解²⁶⁾も、昨今の考古資料が提起する祭祀遺跡の実態とやや齟齬を来しつつあるのが現状であろう。

例えば、池上曾根遺跡の大形建物の祭祀的性格を否定する岡田精司氏は、神社の初現的形態として庭上祭祀を行った杜（ヤシロ）を想定され、古

墳時代のヤシロとして城之越遺跡と静岡県天白磐座遺跡をあげておられる²⁷⁾。つまり、岡田氏は、この2遺跡に古墳時代段階のある程度固定化された祭場の存在を認定されるわけである。このうち城之越遺跡の大溝祭祀遺構は、先に詳述したように軸線の一致などから大形建物と不可分の関係にあることは明らかである。そうした場合、少なくとも城之越遺跡の大形建物（の一部）については、祭祀との関連で建てられた可能性がでてくる。

これまで、弥生神殿の論者は、列島でのカミ観念の成立を弥生まで遡らせ、池上曾根遺跡の大形建物を神殿とみなした²⁸⁾のに対し、神殿の設立を遅らせて考える論者は、古墳時代段階での固定化した祭場の存在までは認めるものの、常設神殿の成立を寺院建築の影響と考えて律令期以降とみなしてきた²⁹⁾。確かに、仏教寺院の広汎な成立に刺激され、それに対抗するものとして伝統的な神系祭祀においても社殿の成立が促されるとする理解は、国家的な規模で祀られた伊勢神宮など特定の神社の場合には有効であろう。しかし、実際には、そこで実修された祭祀内容が多様であるように、地方の数ある神社の全てがこの影響で社殿が成立するようになるとする理解もまたある意味観念的なものといえよう。

つまり、昨今の祭祀の場で用いられたと考えられる古墳時代の建物事例の増加は、従来の二者択一的な議論にそぐわなくなってきた。古墳時代において、人格神的神観念の存在を前提とするカミが籠もるという意味での神殿ではないにせよ、仮屋的なものも含めてその祭祀に建物の使用を想定すること³⁰⁾は、全くなかつたとはいきれない。むしろ、祭祀行為の存在を認められうる井泉と、それに付随して存在した大形建物は、評価が分かれる弥生時代中期の池上曾根遺跡段階はともかく、少なくとも古墳時代初頭以降については建物も祭祀と何らかの関わりをもっていたものとして、議論の出発点のひとつにおいていいのではなかろうか。



9 井泉と大形建物の諸段階

井泉祭祀（湧水点祭祀）における以上の理解を図式的にまとめると、以下のようなようになろう。

弥生時代中期—大形建物と井戸がセットで成立する段階。池上曾根遺跡の場合、これが祭祀的意味で用いられたかどうかは異論もあるが、掘立柱建物群北端に位置して南側を睥睨する集落の象徴的存在にはなっていたらしい。井泉と大形建物という後世への連続性も踏まえ、祭政未分化の状態における一定の祭祀的機能も含む象徴的機能は果たしていたと考えたい。

古墳時代初頭—大形建物と井泉をセットとして特別な祭儀空間とした場が成立。ただし、この大形建物は、神殿というよりも、何らかの祭儀に際して供された広い意味の祭殿として存在。

古墳時代前期後半—いわゆる天を意識したカミ観念が列島に成立し、次第に広がりをみせるが、現状の資料に拠る限り大形建物が明瞭にいわゆる神殿として機能していたかどうかは不明。貼石を伴う大規模な祭祀場も成立し、祭場として固定化していく例も見られるとともに、井泉がたんに祭祀対象として存在するだけでなく、井泉のある場を祭祀の舞台装置のひとつとして祭場形成を行う例が出てくる。

古墳時代中期—遺構の存在形態は前代と同じだが、この機能がいわゆる首長居館に取り込まれるものが出でてくる。これは、神マツリが神社に収斂されていく過程での過渡的あり方を示すと理解されるが、勿論、居館に取り込まれない屋外の祭場が主流ではある（井泉の祭祀ではないが、各地に磐座が広がりはじめる）

律令期—仏教寺院の影響で大形の常設社殿をもつ国家的な神社が成立してくる。前代以来の祭祀の場も、神社として国家の管理を受け、次第に神社としての形態を整えていく。一方、律令性的神祇形態に取り込まれず（つまり神社という形態をとらず）、前代以来の祭祀の場として存在する例

も存在する。また、この段階でも井泉を祭祀対象として祀りが行われた例が、神社でも祭祀遺跡でも確認できる。

10 八王子遺跡の井泉・方形区画成立の意義

廻間I式古段階という古墳時代初頭の時期に、方形区画に囲まれた大形掘立柱建物が井泉を伴って成立することは、八王子遺跡に大規模な祭儀空間が整備されたことを示すとともに、その規模の大きさから首長層による関与を予想させる。おそらく、八王子遺跡が萩原遺跡群の北端に位置し、さらにそのなかでもこの祭儀空間が最も北に位置することを考えれば、この祭儀空間は萩原遺跡群全体を統括する首長によって用いられたと考えられる。

その場合、遺跡群北側を流れる日光川（木曽川より分流したもの）が当地域の開発や農耕を押し進めた根源的な水源であったとすれば、八王子遺跡はちょうどその日光川の水分的位置を占めていたといってよい。つまり、ここから平野部への分水を推定すると、八王子遺跡はその最も上流に所在する拠点遺跡ということになる。

かかる遺跡の立地上の特徴を踏まえると、水を祀る祭祀の場が首長の手によって設定されたとみることはあながち荒唐無稽なことではなかろう。そこでは、地下から湧き出る湧水に農耕の繁栄を祈念するとともに、湧き出た水を用いての様々な儀礼が行われたものと推察される。

近畿地方では纏向遺跡の形成に象徴される大きな時代の画期ともいえるこの時期に、方形区画を伴う大規模な場が八王子遺跡で存在していたことは、八王子遺跡が、新たな時代の首長に率いられた当地域の中心的な場所であったことを如実に示すものであろう。

そして、こうした八王子遺跡自体に由来する評価とは別に、生活臭のほとんどない清浄な地に大形建物を伴う方形区画と祭祀系の井泉が存在した



ことは、生活から明確に分離された「祭儀空間」がこの時期には成立していたことを示すものとして評価することができる。この祭儀空間は、長期間にわたって営まれたものではなかろうが、おそらくは司水という首長活動を体現する場として整備されたものであろう。この段階でいわゆる「カミ」がどこまで意識されていたかは不明だが、井

泉と大形建物、そして方形区画内の広大な露天の地が、新たな時代の儀礼の場として、そのなかに祭祀的行為も組み込みつつ整備されたものと思われる。

＜謝辞＞最後になりましたが、今回の発表の機会を与えて下さいました愛知県埋蔵文化財センターの赤塚次郎氏、石黒立人氏、樋上昇氏に感謝申し上げます。

【註記】

- 1) 穂積裕昌「大溝空間の成立とその意義」『三重県上野市比土 城之越遺跡』三重県埋蔵文化財センター 1992、及び穂積裕昌「古墳時代の湧水点祭祀について」『考古学と信仰』同志社大学考古学シリーズ VI 1994
- 2) 池上曾根遺跡に関しては、調査関係者によっていくつかの文献が出されているが、正式の発掘調査報告書の提示はない。従って本稿では、大形建物と井戸の所見については、筆者が現時点で最も整った分析と判断した下記の文献を参照した。
秋山浩三「池上曾根遺跡中枢部における大形建物・井戸の変遷」(上)(下)『みずほ』28及び31 大和弥生文化の会 1999
- 3) 以下、六大A遺跡に関しては、穂積裕昌ほか『六大A遺跡発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター 2002
- 4) 以下、三田谷I遺跡に関しては、熱田貴保『三田谷I遺跡(Vol.2)』島根県教育委員会ほか 2000
- 5) このことについては、榎村寛之氏を通じ直木孝次郎氏よりご教示を得た。穂積裕昌ほか「六大A遺跡」『一般国道23号中勢道路埋蔵文化財発掘調査概報VII』三重県埋蔵文化財センター 1995。また、その詳細や意義は下記文献で述べた。穂積裕昌「井泉と誓約儀礼」『考古学を学ぶ』同志社大学考古学シリーズVII 1999
- 6) 「地的宗儀」の用語は、銅鐸の祭祀に関して三品彰英氏によって提出されたものであるが、湧水点に対する祭祀は、それに相通じるものがあろう。同様の見解は、すでに鈴木敏弘氏が表明されている。三品彰英「銅鐸小考」『古代祭政と穀靈信仰』(三品彰英著作集第5巻所収) 平凡社 1972、鈴木敏弘「神がみの世界と考古学」『季刊考古学第59号』雄山閣 1997
- 7) 遺構に関する情報は、前掲註2)に拠る。
- 8) このことに関しては、調査関係者を含む複数の研究者による同趣旨の見解の表明があるが、代表的なものとして以下の文献をあげる。広瀬和雄「クラから神殿へ」『先史日本の住居とその周辺』同成社 1998
- 9) 前掲註2)
- 10) 細谷葵「『交流』の復元レシピ欧米風—欧米考古学における『交流』復元の方法論的比喩、及び植物考古学による交換/交易復元の可能性—」『交流の考古学』朝倉書店 2000
- 11) 外山秀一「池上曾根遺跡のプラント・オパール分析II」『史跡池上曾根95』史跡池上曾根遺跡整備委員会編 1996
- 12) 前掲註10)
- 13) 弥生段階の棟持柱式掘立柱建物に祭祀性を認めるかどうかはともかく、純粹に建物形式としては、ここからいくつかの段階を経て最終的に伊勢神宮正殿に象徴される神明造に繋がるとする理解が一般的であろう。このことが是認されるとするなら、次に必要とされることは、稻倉から穀靈の籠もる屋としての神殿への転化の時期がいつに求められるかという議論である。
- 14) 奥野実『古巣通りB遺跡・古巣通り古墳群発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター 2000
- 15) 福嶋正史『新田東部遺跡群II〔第1分冊〕中溝・深町遺跡 中溝II遺跡』新田町教育委員会ほか 2000
- 16) 穂積裕昌ほか『三重県上野市比土 城之越遺跡』三重県埋蔵文化財センター 1992、中浦基之『城之越遺跡(2次)発掘調査報告』上野市教育委員会 1998
- 17) 下城正『三ツ寺I遺跡』群馬県教育委員会ほか 1988

- 18) 青柳泰介「井戸遺跡・南郷（丸山・大東）遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1994 年度』奈良県立橿原考古学研究所 1995
- 19) 青柳泰介「井戸遺跡・南郷安田遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1995 年度』奈良県立橿原考古学研究所 1996
- 20) 前掲註 8) の他、下記文献も参照。広瀬和雄「弥生時代の「神殿」」『日本古代史 都市と神殿の誕生』新人物往来社 1998
- 21) 前掲註 2)
- 22) 前掲註 5) の穂積 1999 文献で指摘した。なお、同趣旨はすでに鈴木敏弘氏によても指摘されている（鈴木敏弘「集落内祭祀の諸問題」『赤羽台遺跡－八幡神社地区－2』東北新幹線赤羽地区遺跡調査団 1991）。ただし、鈴木氏は纏向遺跡辻土坑 1（石野博信ほか『纏向』桜井市教育委員会 1976）に存在する石組みを磐座と認めて論を展開され、そこに「天的宗儀」（前掲註 6）三品文献の成立を認められるが、筆者は磐座等の具体的に天を意識した祭祀形態の初現は、本文に示したようにもう少し後出すると考えている
- 23) 鏡山猛ほか『沖ノ島』吉川弘文館ほか
- 24) 寺沢薰「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」『大神と石上』筑摩書房 1988
- 25) 岡田精司『神社の古代史』大阪書籍 1985
- 26) 大場磐雄『祭祀遺跡』角川書店 1970
- 27) 岡田精司「神と神まつり」『古墳時代の研究』12 雄山閣出版 1992
- 28) 広瀬和雄氏に代表される立場。広瀬氏の論は前掲註 8) と 20) の広瀬文献を参照
- 29) 岡田精司「神社建築の源流－古代日本に神殿建築はあったか－」『考古学研究』第 46 号第 2 卷 1999
- 30) この場合、岡田精司氏が前掲註 29) 文献で批判されるように、弥生～古墳時代の神殿とされる建物復元の多くが伊勢神宮を意識した神明造りであることは問題が多いと思われるが、だからといって、本稿で明らかにしたような祭祀関連とみられる井泉とセットで存在する建物に全く祭祀的な機能（もちろんその性格を「神殿」に限定しているわけではない）がなかったとは言い切れない。むしろ、井泉と有機的な関連にあるとみられることは、建物の機能も井泉祭祀との関連において捉えられるべきであろう。棟持柱式建物についての建物形式の具体的復元は、岡田氏が重視される外宮御饌殿との関連も含め、実際の出土建築部材を基に進めていくべきと考える。なお、岡田氏も、①古代の稻倉-②御饌殿-③神宮正殿へという発展図式は指示されるわけだから（①と棟持柱式との関連は推定とされていたが、前掲註 10) 文献などによっても少なくとも池上曾根遺跡の棟持柱式大形建物は稻との関連性の高さが指摘されるようになった）、広瀬氏との違いは①の段階に祭祀性（具体的には「神殿機能」の付与）を認めるかどうかに収斂されているともいえる。